

茨城県新分野開拓商品事業者認定制度実施要項

(目的)

第1条 この要項は、優れた特性を有する新商品を生産した県内の事業者を、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第4号に定める「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」(以下「新分野開拓商品事業者」という。)として認定し、県内外に広く情報発信するとともに、当該新商品について、県の随意契約による率先的な活用等を通じて、その普及を促すことにより、県内産業の振興を図ることを目的とする。

(申請者の要件)

第2条 本制度において認定申請できる事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者であって、県内に本店又は主たる事業所を有する者
- (2) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に定める組合であって、県内に主たる事務所を有する者

(認定申請)

第3条 認定を受けようとする事業者(以下「申請事業者」という。)は、新分野開拓商品事業者認定申請書(様式第1号)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には次の書類を添付しなければならない。

- (1) 実施計画(様式第2号)
- (2) 県税納税証明書
- (3) 登記事項証明書(法人のみ)
- (4) 身分証明書(個人のみ)
- (5) 直近2期分の財務諸表(個人にあつては、所得税決算書の写し)
- (6) その他新商品に関する資料(パンフレット、写真等)

(認定)

第4条 知事は、事業者から前条の認定申請書が提出されたときは、別に定める茨城県新分野開拓商品事業者認定審査会(以下「認定審査会」という。)において申請内容を審査し、次条の認定基準に適合すると認められた場合には、その申請事業者を新分野開拓商品事業者として認定する。

2 知事は、前項により、新分野開拓商品事業者として認定したときは、当該認定事業者に対し、新分野開拓商品事業者認定通知書(様式第3号)により通知するとともに、新分野開拓商品事業者認定証(様式第4号)を交付し、不認定としたときは、当該不認定事業者に対し、新分野開拓商品事業者不認定通知書(様式第5号)により通知する。

3 認定の有効期間は、認定の日から起算して3年間とする。

(認定基準)

第5条 認定にあたっては、次の各号全てに適合しなければならない。

- (1) 当該認定に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること(新規性・独創性が認められること)
- (2) 当該認定に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること
- (3) 当該認定に係る新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること
- (4) 当該認定に係る新商品が、優れた商品特性を有し、医療福祉、環境対応等、県の行政目的の実現に有効であると認められること
- (5) 当該認定に係る新商品が、県内で生産又は加工された最終製品であること
- (6) 認定申請の時点が、認定に係る新商品の販売を開始してから5年以内であること
- (7) 実施計画が公序良俗に反しないこと
- (8) 実施計画が関係法令に違反しないこと

(公表)

第6条 知事は、新分野開拓商品事業者を認定したときは、事業者の名称、住所及び連絡先並びに認定に係る新商品の名称、価格及び内容を公表するものとする。

(新商品の周知等)

第7条 知事は、認定した新商品の周知及び調達に努めるものとする。

(実施計画の変更)

第8条 第4条第1項の規定により認定を受けた事業者（以下「認定事業者という。」）が実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画を様式第6号により知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により変更後の実施計画が提出されたときは、変更後の実施計画が第5条に定める認定基準に適合するか審査し、適合すると認めた場合には、変更後の実施計画に係る承認通知書（様式第7号）により、その旨を申請事業者に通知する。

(報告)

第9条 知事は、必要に応じて実施計画の認定基準への適合状況等について認定事業者に報告を求めることができるものとする。

2 事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、様式第8号により知事に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第10条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定された実施計画（第8条の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していないとき
- (2) 認定事業者が、第2条に定める認定申請者の要件に適合しなくなったとき
- (3) 認定した新商品が、第5条に定める認定基準に適合しなくなったとき
- (4) 認定事業者が、偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき
- (5) 認定事業者において認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式第9号により、速やかにその旨を認定事業者に通知する。

(募集にあたっての告知事項)

第11条 知事は、認定申請の募集をするにあたっては、次に掲げる事項を予め告知するものとする。

- (1) 県は、認定した新商品の品質等を保証するものではないこと
- (2) 県は、認定した新商品の購入を確約するものではないこと
- (3) 認定した新商品と同等品が市場に流通した場合には、随意契約によらず、同等品との競争入札による購入となること
- (4) 申請内容及び申請内容に含まれる個人情報、本事業に関してのみ使用すること
- (5) 申請内容に含まれる著作物等の著作権は県に帰属しないが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には、県はこれを無償で使用できること
- (6) 県及び認定審査会は、認定事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負わないこと

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

付 則

この要項は、平成19年8月27日から施行する。